

私たちのめざす母子生活支援施設(ビジョン)報告書 概要版

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国母子生活支援施設協議会
私たちのめざす母子生活支援施設(ビジョン)策定特別委員会

I. 母子生活支援施設を取りまく現状とビジョン策定の目的

母子世帯や子どもを取り巻く社会環境の大きな変化により、支援を必要とする世帯は増加傾向にある一方で、母子生活支援施設は施設数や利用世帯数が減少傾向にあり、稼働施設の約半数が暫定定員施設となっています。このニーズと現状のミスマッチに対応して、社会環境の変化に見合った母子生活支援施設のグランドデザインを描く必要があると考えます。

そこで、母子生活支援施設が今後どのような役割や支援を実現していくべきかを明確化することを本ビジョンの目的とします。

II. 母子生活支援施設が果たすべき役割 ～新たな支援を目指して～

地域で生活しているひとり親家庭の多くは、さまざまな支援を必要としています。それゆえにそれらのひとり親家庭に、必要な時に希望する支援を提供することができる支援システムの構築が必要となります。母子生活支援施設には、このような支援システムの要として、父子家庭も含むすべてのひとり親家庭への新たな支援のあり方を提案し、ひとり親世帯が孤立することなく生活していけるよう積極的に新しい支援を展開する役割が求められています。

III. 母子生活支援施設における総合性・包括性・地域性について

(1) インケアを包含した総合的包括的支援の拠点として

居場所提供を含む重点的な支援を提供するインケアを中核とした、ひとり親家庭への総合的包括的支援の拠点としての役割、展開が地域社会で期待されています。

(2) 地域の中の母子生活支援施設～「切れ目のない支援」の提供

施設のインケアも地域支援の連続としてとらえることが必要です。そこで、地域のひとり親家庭の実情をとらえ、アウトリーチして支援を提供すると共に、地域の他の社会資源を組み込んだネットワークによる「切れ目のない支援」を提供することを目指します。そこには産前・産後期から子育て期、子どもの自立期までの一貫した「切れ目のない支援」も含まれます。

(3) 支援の専門性

施設によって支援の質や量にばらつきがあることが現在の一つの課題です。母子生活支援施設の倫理綱領等に基づき、母と子の意思を丁寧に聴き、生活状況やニーズを正確にアセスメントし、支援計画に基づき、母子の生活に密着した支援を個別的に提供する従来の専門性をより一層向上させる必要があります。

(4) 家族関係再構築支援

虐待等の理由で一時的に児童養護施設等の施設に入所している子どもとその母が同居し、支援や見守りを得て、安全・安心できる生活を共に過ごし、家族関係再構築を達成できるよう支援する一方、親子分離に至らないよう弱体化・機能不全に陥った家族関係を生活の中で結び直すことを支援します。

(5) 「自立」をめざす支援

母親と子の意思を丁寧に聴き取り、共に考え、それぞれの「自立」の形や支援のあり方を利用者と共感・共有し、母子双方への権利侵害のない「自立」の形を目指します。

IV. 家族関係の再構築支援について

(1) 母子分離に至らない段階での支援

虐待を受け危機的状況にある子どもとその家族に対し、母子分離を回避し、家族関係の修復に向けた支援が求められます。

(2) 家族関係再構築（分離された母子が家庭復帰する）場面での支援

分離された母子が家庭復帰する時も、子と母の気持ちに寄り添いながら、両者の関係調整を実施し、関係機関との連携を図りながら、安全・安心な環境のもとで、虐待の再発を防止し、家族関係を再構築・維持する支援が求められます。

V. 目指す自立について

(1) 子どもの自立

子どもの自立には、人とのつながりに安心感がもてること、自分の存在に肯定感や自信が持てること、未来に希望をもてることなどが大切です。そのためには生活経験の豊かさ、大人の愛情をもった関わり、子ども本来の自立に向けての支援が必要です。

(2) 母の自立

母の自立には心の安定がなにより必要です。そのためには経済的社会的側面などを含むあらゆる生活の局面を整え、自己決定を前提に、寄り添いながら、母の求める自立に向けて支援し続けることが重要で、常に安心感のある柔軟なサポートを提供することが求められます。

VI. 権利擁護について

(1) 権利擁護の実践

権利擁護とは目に見える権利侵害から護るだけではなく、母と子どもの主体的な権利、市民としての権利を護ることを日々の支援の中で積極的に実践していくことです。すなわち、自立支援計画策定時等に母と子の意見表明を保障すること、苦情解決のシステムの整備、常時の母と子のサインを見逃さないこと等が必要です。

(2) 地域社会への視点

施設や地域での支援を通して見えてくる共通の問題や課題に関して社会や行政に対してアドボケイター（代弁者）の役割を持つことが重要です。

VII. 母子生活支援施設の近未来に向けて～アウトリーチの拠点を目指して～

(1) 中・長期ビジョン策定にむけて

中期的には母子生活支援施設の認知度を上げる取組、ニーズの変化に対応できる柔軟な個別支援を重視したインケアの充実に努めることが求められます。長期的には地域で暮らすひとり親家庭への支援に取り組み、アウトリーチの拠点となることと、その先に「ひとり親家庭支援センター」の設立が求められます。

(2) 母子生活支援施設におけるアウトリーチの目的

支援の入り口においてひとり親家庭のニーズに積極的にアプローチ(アウトリーチ)することは非常に有効です。利用しやすく、敷居が低く、ゆるやかでかつ、多様な支援サービスが受けられる状況の実現がアウトリーチの目的です。同時に、地域のひとり親世帯のニーズの発見と気づき(潜在化しているニーズの発掘)のシステムを構築することが求められます。

(3) アウトリーチを支える上でのインケアの再考

① 入所の入口を広げる ～ゆるやかな受け入れを考える～

多様な困難課題を抱える世帯も利用できる「柔軟でゆるやかな受け入れ」を実現することが重要です。そのためには新しいニーズに応える施設作りを実現する必要があります。

② 入所までのプロセス ～入所からアウトリーチをひとつながりで考える～

地域においてニーズを抱えるひとり親家族には、まずアウトリーチの支援につなげ、入所が必要と判断される場合は入所し、その後地域で生活することがより良い場合には退所し、再びアウトリーチの支援を展開するというひとつながりの過程を考える必要があります。

③ 敷居の低いサービスが必要 ～措置以外を含む施設機能の多様化～

制度や施策の隙間から漏れてしまうニーズが必ずあります。このようなニーズに対応できるよう施設機能の多様化を行う必要があります。

(4) アウトリーチを含む支援サービスの拡充に関して

母子生活支援施設が現在も行っているアウトリーチの例を表—1に挙げます。この中で、サテライト(小規模分園型母子生活支援施設)、ショートステイ(子育て短期支援事業)、トワイライトステイなどはその代表的なものですが、これらの支援も父子家庭を含むひとり親家庭のニーズに合わせて展開することが必要と考えます。

VIII. アウトリーチの拠点としての「ひとり親家庭支援センター」構想について

(1) 望まれる「ひとり親家庭支援センター」の設立

地域の支援ニーズや社会資源の在り方に応じた身近できめ細かい相談支援窓口の整備が必要となっていますが、その相談窓口として「ひとり親家庭支援センター」の設置が有効と考えます。このセンターには、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対するワンストップ的な総合相談窓口の機能を有し、そこから支援を展開していくことを狙いとします。

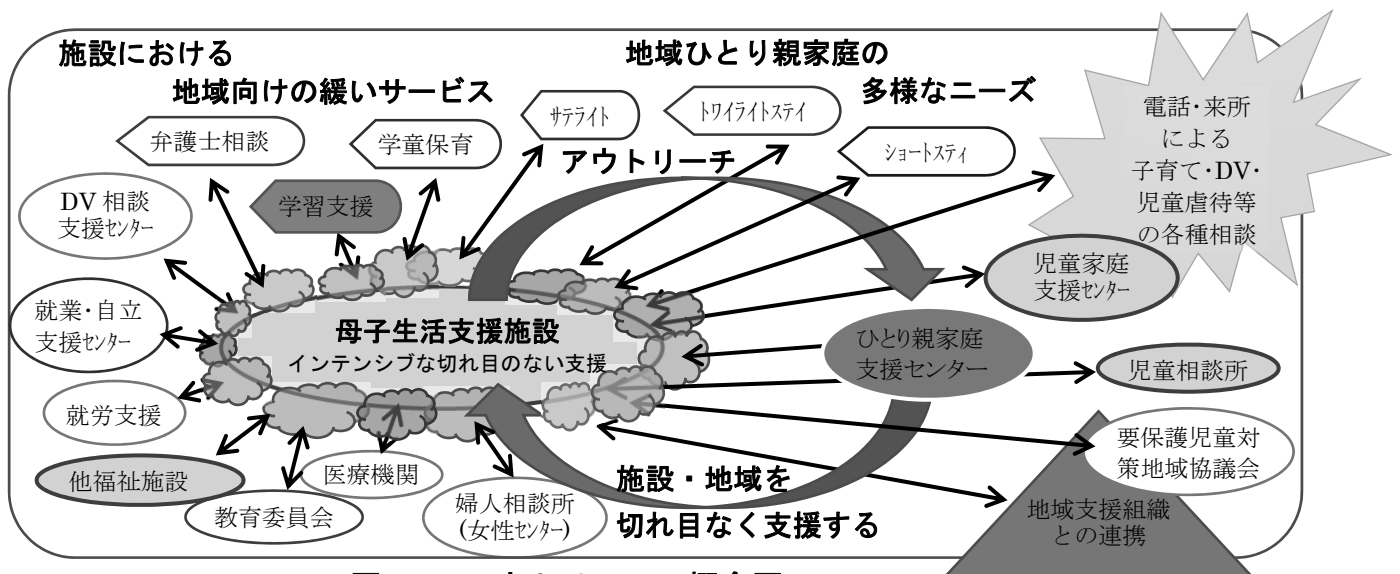
(2) アウトリーチの拠点として

「ひとり親家庭支援センター」は、地域のひとり親家庭への支援拠点の役割を担います。また、ひとり親家庭からの相談だけでなく、地域の関係機関や地域住民が発見したニーズに対しても積極的にアウトリーチし、訪問相談・同行支援等も行い、ワンストップ支援機能を果たします。ひとり親家庭支援センター構想実現に向けて必要なことは、①インケアの充実に加え、地域への相談に対応する機能・能力の向上 ②潜在化しているニーズの掘り起しと支援の連携を図るための地域でのネットワークづくり ③アウトリーチのメニューの拡充などが挙げられます。

表—1 現時点における母子生活支援施設のアウトリーチの具体事例

本表は現在母子生活支援施設が地域に展開している支援事業の例です。これらはアウトリーチの原点であり、アウトリーチは支援制度につながるきっかけとなります。

既に実施されている支援サービス例		制度		利用対象者		
名称	概要	制度	制度外	入所者	退所者	地域
就業・自立支援センター	【本文参照】	○		○	○	○
DV相談支援センター	市の委託を受けてDV相談支援センターの運営を受託。相談支援から保護命令・支援措置・証明書発行などの支援を実施。	○		○	○	○
民間シェルター	施設外でシェルターを運営し、単身女性や犯罪被害者、直接契約による利用など広いニーズに対応。	△				○
トワイライトステイ	保護者が残業等で養育が一時的に困難な時、子どもを夕方から深夜まで施設で預かる。	○			○	○
ショートステイ	保護者の病気その他の理由で、家庭で児童を養育する事が一時的に困難となった時、宿泊を伴った一時預りを行う。	○			○	○
学童保育	地域学童を放課後保育する。	○	○	○	○	○
乳幼児保育	保育機能強化事業。地域の保育所等に入園できない乳幼児を施設内の保育室で保育する。	○			○	○
特定保育・一時預かり	保護者の就労・通院等、家庭保育が困難な時、児童を一時的に預かる。	○		○	○	○
病児・病後児保育	施設の保育機能を活用して、退所者や地域住民の乳幼児の病児・病後児保育を行う。		○	○	○	
チャーハンの会	【本文コラム参照】		○	○	○	○
自立支援料理教室	ひとり親家族を対象とした、親子クッキング教室。実施内容は子どもでも簡単に出来るもの、おせち料理等多岐。		○	○	○	○
無料職業紹介所(厚生労働省認可)	就労支援のための職業紹介所を開設している。	○		○	○	○
就労支援講演会	ハローワーク等から講師を呼び、ひとり親家庭等に対して、就労の為の施策や就労継続をする為のアドバイスを行う。		○	○	○	○
弁護士相談	施設と関係性のある弁護士による、無料の法律相談等		○	○	○	○
困りごと相談	母子支援員を始め、施設職員が、電話による悩み事に関する相談を受ける。		○		○	○
心の相談会	嘱託医等、施設と関係性のある精神科医や心理担当職員による、講習もしくは悩み事相談。		○		○	○
一時保護業務	女性相談所が行う婦人保護事業に係る一時保護に関する受託。	○		○	○	○
食育サポート事業	NPO連携し、食材の寄付をいただき、利用者及び施設に会員登録した母子家庭に対して、食材提供を実施。		○		○	○
彩の国セーフティーネット事業	生活困窮者の増加や既存の制度では対応しきれない制度の狭間の問題等の新たな福祉課題に対して、埼玉県内の社会福祉法人が協働して取り組む。		○	○	○	○
母子寡婦福祉会事務局	母子会事務局として、各種行事や講演会等の協同事業を実施し、母子家庭の福利厚生を図る。		○	○	○	○



図—1 アウトリーチの概念図

私たちのめざす母子生活支援施設（ビジョン）用語解説

本用語解説では、「私たちのめざす母子生活支援施設（ビジョン）報告書（案）」にお寄せいただいたパブリックコメントへの御意見を元に、特に説明が必要と思われた以下の8つのキーワードに関して、補足説明したものです。

① アウトリーチ

アウトリーチはソーシャルワークでは古くからある概念で、「出向援助」もしくは「訪問援助」と訳されていた。現在ではわが国の社会福祉支援でも一般的な概念となり、狭義には「客観的に見て援助が必要と判断される課題を抱え、社会的に不適応の状態にありながら、自発的に援助を求めようとしない対象者に対して援助機関等から積極的に働きかけ、その障害や課題を確認し、援助を活用するように動機づけ、問題解決を促進する技法、その視点のこと」と定義できる。利用者の来訪をただ待つのではなく、ソーシャルワーカーが積極的にニーズのあるところに出向いていくという側面が強調されている。

広義では「①ニーズの掘り起こし、②情報提供、③サービス提供、④地域づくり等の過程における専門機関における積極的取り組みを含む」と考えられており、例えば母子生活支援施設では地域に居住する世帯に対するトワイライトステイ、ショートステイ、地域交流室の開放、実習生やボランティアの受け入れ、地域に対する講演会等の啓発活動などもこれにあたりと考えられる。

② 家族関係再構築支援

『社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン』（平成26年3月）は、親子関係再構築を「子どもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に回復すること」と定義している。その支援として、(1)分離となった家族に対して、①親の養育行動と親子関係の改善を図り、子どもが家庭に復帰するための支援、②家庭復帰が困難な場合は、親子が一定の距離をとった交流を続けながら、納得してお互いを受け入れ認めあう親子の関係を構築するための支援、③現実の親子の交流が望ましくない場合、あるいは親子の交流がない場合は、子どもが生き立ちや親との関係の心の整理をしつつ、永続的な養育を受けることのできる場の提供、(2)ともに暮らす親子に対して、④虐待リスクを軽減し、虐待を予防するための支援、⑤不適切な養育を改善し、親子関係を再構築し維持するための支援、⑥家庭復帰後等における虐待の再発を防止し良好な親子関係を維持するための支援（アフターケア）などが挙げられている。

形の上の「引き取り」、同居を意味するのではなく、あくまで親子（家族）の肯定的なつながりが重視されており、また、親と子双方の主体的な側面が重要であると示唆されている。

③ インテンシブ

徹底的に行うさま。集中的に行うさま。

④ ゆるやかな受け入れ

個々の利用者のニーズを理解し、様々な制限、ルール、決まり事をできるだけ緩和し、入所支援へのモチベーションを高め、その支援を利用しやすくし、必要な人に必要な支援を提供できるようにする施設の受け入れを意味している。一人ひとりが抱える課題には個別に支援を行う必要があり、個別化されたニーズ・課題をきちんと認識し、専門性と質の高い支援を提供する事でこれらは充足・解決していくものである。このような支援には必要とする人ができるだけアクセスしやすいことが重要であり、「柔軟でゆるやかな受け入れ」はそれを実現する手段である。そのために、集団管理的な支援から個別ニーズに対応する支援への転換は必須である。

⑤ 総合的包括的支援

日本の社会福祉支援は、ソーシャルワークとケアワーク、さらに様々なサービスによって成り立っている。また、医療的ケアや教育支援という他分野の支援との共働を必要としている。「総合的」とは「様々な方法、分野で、さまざまな状況のクライアントに対して、さまざまな技術を駆使してソーシャルワークの考え方を基盤としてクライアントの全体像を把握してそれに対して支援する」という意味あいがある。一方「包括的」とは、「これらの支援がバラバラに存在しバラバラに支援を提供するのではなく、これまでの縦割り行政や職種や分野の違いを超えて、一括して受け入れて一本の支援として提供する」ことだと考えられる。近い概念ではあるが、「総合的」だけではなく様々な支援の形態を「包括的」に提供するという事を「総合的包括的」支援と規定している。

⑥ グランドデザイン

長期にわたって遂行される大きなビジョン、計画のこと。

⑦ インケア

社会的養護等の施設に入所して受ける生活援助支援のことをいう。インケアから退所準備する際の支援のことをリービングケア、退所後に受ける支援のことをアフターケアという。

⑧ 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもをはじめとする児童福祉法第6条の3に規定する要保護児童の早期発見や適切な保護を図り、関係諸機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で円滑な連携・協力を確保するために市町村等におかれている協議会。市域等の関係機関等によって構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。